



## 1940年代江蘇省呉江県の田租徴収状況について（下）：「周愛蓮棧」関係簿冊の分析

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者: 北海道教育大学<br>公開日: 2013-01-09<br>キーワード:<br>作成者: 夏井, 春喜<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="https://doi.org/10.32150/00006074">https://doi.org/10.32150/00006074</a>           |

## 1940年代江蘇省呉江県の田租徴収状況について（下）

—「周愛蓮棧」関係簿冊の分析—

夏井春喜

北海道教育大学札幌校歴史学研究室

### A Study on the Collection of Farm Rent in Wujiang (呉江) in 1940's (Ⅲ)

NATSUI Haruki

Department of History, Sapporo Campus, Hokkaido University of Education

#### 概要

本稿では1948年に作成された決算簿といえる「分記」について先ず分析を行った。「分記」には直接収租状況の記載はないが、各字号の収租数、佃飯の支払い状況から、他の3冊の分析と同様に「顧湖施」と「南泰」の徴収状況の差異が確認できる。見た目では年外の収租額が多いが、猛烈なインフレの進行で実質的な徴収割合は数%に過ぎなかった。支出状況を見ると収租額の25%が租棧の経費として控除されたが、その多くは司賬への支払いであり、租棧経営の利益は蘇州での戦前のものと比較すると減少している。次に欠租の佃戸への「差追」という強制徴収について見てみると、日中戦争期・内戦期とも地主自身での収租は困難で、地方政府の協力が不可欠であった。戦後佃租委員会という調停機関が作られ、その中に佃戸代表が入っているが、佃戸代表に「周愛蓮棧」の催甲と同名のもが見られ、同一人物の可能性もあり、その場合佃戸代表は田業聯誼会と繋がりを持ったものとなり、佃租委員会は田業聯誼会の意向を受けて欠租の佃戸への追租・拘束等を行っていたと思われる。欠租の佃戸に対する伝票の発行、訊問、拘束、保証人の設定、支払の誓約、釈放という一連の過程についても具体的に明らかになった。

#### 四 内戦時期の田租徴収状況（承前）

##### (3) 「分記」の分析

1948年度に作成された「分記」は「周愛蓮棧」の他の3冊の簿冊が田租の徴収状況を記載しているとは異なり、租棧の決算簿というべき簿冊で、4冊の中で最も薄いものである。しかし情報量はかなり多く、この簿冊の分析を通じて、1948年の呉江県における田租の徴収状況、租棧の経営について考察したい。

1948年10月30日呉江県田業聯誼会は、蘇州碧鳳坊にて各区田業聯誼会の代表を集め、第三次会員大会を挙行した。大会では、理事・監事の改選を行うと共に、1948年度の収租方法について次のように決定した。(1)

本年の実物徴収では、租米も実物を収取することを原則とするが、佃農が市価に按じて現金を納入することを要求する場合は状況を酌量して受け入れる。(2)国防最高会議の議決に基づき、暫し正産物（主要作物）の千分の三七五に照らし、毎畝糙米7斗5升とする。佃農を優遇するため、更に特別に6升を譲り、実収6斗9升とする。飛限は6升を減免し、毎限2升を遡増し、三限を限度とする。(3)佃農が代納する田賦は毎畝均しく上上則に依って計算し、4斗4升6合になるが、それを5掛して賦米2斗2升3合に換算する。別に消耗・運費・工食等2升7合を補填し、合計2斗5升を租米から控除する。飛限では限米6升、賦米2斗5升を除き、実収は毎畝3斗8升になる<sup>(1)</sup>。更に11月14日に開かれた第二次理監事改選大会で、「三一減租」特別減免した後の実収が6斗9升から6斗6升6合に、飛限の譲米が4升5合、限毎の遡増が1升5合に変更された。この結果飛限の田租は3斗7升1合、頭限が3斗8升6合、二限が4斗1合、三限が4斗1升6合となった。折価は各区で「当地当日の米行の糙米買入価格」で計算する。開倉日については全県統一するかどうか議論されたが、各区分会がそれぞれ自ら決めることとなった<sup>(2)</sup>。呉江県では1948年度の収租方法は、基本的に1947年度と同様のやり方で行われ、業戸が「租糧対照冊」を作成し、それに基づき佃戸が田賦を代納し、それを控除した租米を租棧が佃戸より収租した。ただ佃戸が納める飛限の租米額が、1947年度の3斗9升から3斗7升1合に下がっている。実物収租が原則であるが、佃戸が要求すれば折租も認められ、その場合の折価は当地当日の米行の糙米の買入価格とされた。

「分記」は決算簿であり、田租の収租状況は記載されていない。しかし幾つか納租状況を知る手がかりがある。まず「分記」の記載が全て米穀ではなく、金額であることである。これは1947年度と同様に、「周愛蓮棧」は実物収租（糙米）ではなく、従来まで行われていた折租が行われていたことを示している。「分記」は（上）で述べたように二つの部分に分かれている。初めの23丁が受託した業戸の収租と租米の支払いである。後ろの4丁が租棧の経費支出に関する部分である。「開銷」には租棧の種々の支出、「佃飯」には納租に來た佃戸への祝儀に当たる支出、「経催費」は在地で佃戸・小作地の管理に当たっている催甲への支出が記載されている。このうち収租状況を伺うことができるのは、委託した業戸管業地の収租部分と「佃飯」の支出部分である。表⑭は委託業戸の収租及び支払額と、「佃飯」の支出額を年月日順に並べたものである。日付については本稿では新暦は算用数字、旧暦は漢数字と書き分けているが、表の場合は煩雑を避けるため旧暦も算用数字を用いている。金額は金円券である。（上）で述べたように、国民政府は猛烈に進行するインフレに対処するために、1948年8月19日法幣300万円を金円券1円とする幣制改革を行った。「分記」に記載されている金額は全て金円券である。

表⑭を見ると、委託業戸の収租の金額と、「佃飯」の支払額とは一兩日のタイムラグがある場合が考えられ、完全には一致していないがほぼ対応していることが分かる。この点から、これらの数値は「周愛蓮棧」の収租状況を表しているといえる。収租は十一月六日（12月6日）に開始され、ほぼ断続的に十二月三十日（1949年1月28日）まで行われ、その後旧暦の正月を挟み、年外は二月七日（3月6日）、十五日（14日）、二十一日（20日）、三月一日（29日）の4回収租・支払いが行われている。年外の分については、その日に収租されたというより、それまでに集められた分がその日に記載し、支払いが行われたと考えられる。例年であればそれ以降も追租が続き六月まで収租額の記載はあるが、人民解放軍の進攻によって1948年度はここで収租が終わったのであろう。収租状況を分かりやすくするために各旬毎の委託業戸の収租額と「佃飯」の支払額を表にしたのが表⑮である。これを見ると両者の対応関係がよりはっきり現れるが、収租に二つの山があることが分かる。十一月下旬と十二月中旬である。十一月六日から収租は開始されたが、十一月中頃までは収租は低調で、十一月二十日頃から二十九日頃まであまり大きくないが一つのピークを作り、十二月に入ると収租がない日も出てくるが、十日頃から再び連続して十六日（「佃飯」では十五日）に一つの1万円を超すピークを呈する。以後二十、二十一日に8000円を超すが、基本的には減少傾向を示す。こうした収租状況は、1944

年度の「租籍」, 1945年度の「完租名冊」, 1947年度の「日収」と大体同じものといえる。前の3つの簿冊から推測するに, 「顧湖施」の取租が先に行われ, 十一月下旬に一つのピークを作り, 「南泰」はそれより半月程度遅れて取租が行われ, 十二月中旬にピークを作るといものである。しかし, 表⑭及び表⑮は, 金円券での取租・支払い状況を示しており, 折価を考慮した実際の取租額ではない。折価については「分記」では表示されておらず不明である。上述の第二次理監事改選大会で折価は「当地の当日の米行の買入価格」と市価に連動することが決定されている。常熟県でも参議会田糧小組で「納租折価は本会第四次大会議決に従って糙米市価に照らして, 県より布告し周知させ, 並びに随時調整する」と定められ, 田租執行処が11月3日の市価62元としている<sup>(3)</sup>。『蘇報』の市況欄から糙稈の市価を見してみる。8月19日の法幣300万円を金円券1元とする幣制改革以後, 同時に行われた物価統制もあって, 糙稈の市価は11月末頃まで1石18元に固定された。このため常熟県では「本県の過去の納租は, これまで業主が当時の糧食市況を参照して, 連合して折価を定め, 各佃戸にその価格に照らして国幣に換算して納めさせた。その後各業主より糧行に稻穀を契約購入して納賦していた。しかし本年の租米折価は『八一九』の制限された米価を標準とするように規定されたが, 現在の市況を観察すると, 業戸が取収した租款で『八一九』の制限価格で糧行から賦穀を購入することは, 実に容易いことではない。かつ一般の佃戸はこの弱点を把握して, 各物の闇市場が不断に高くなるので, 納租の時期を遅らせれば遅らすほど, 安くなると深く信じるようになっている<sup>(4)</sup>」と, 制限価格と闇価格の差のために佃戸の納租が進まないという現象が生じたという。無理な物価統制は破綻し, 11月に入ると米価は上昇し, 11月中頃250元, 下旬には350元程度となるが, 12月に入ると低下して, 「周愛蓮棧」の取租が開始された12月初旬（十一月初旬）には約250元程度となる。この額は12月23日（十一月二十三日）頃まで続いたが, それ以後上昇して12月24日に330元, 12月30日には500元となる。1949年に入り1月6日（十二月八日）610元, 9日（十

表⑭ 「分記」委託された各字号の取租額と支払い額及び「佃飯」額

| 納入日        | 取 租 |          | 支 払 |          | 佃 飯    |
|------------|-----|----------|-----|----------|--------|
|            | 件数  | 金額       | 件数  | 金額       |        |
| 民国37年11/06 | 4   | 673.4    |     |          | 8.4    |
| 11/07      | 1   | 229.0    |     |          | 4.8    |
| 11/08      | 2   | 203.8    |     |          |        |
| 11/09      |     |          |     |          |        |
| 11/10      | 1   | 54.2     |     |          | 1.2    |
| 11/11      |     |          |     |          |        |
| 11/12      | 2   | 293.0    |     |          | 3.0    |
| 11/13      | 2   | 402.6    |     |          | 4.6    |
| 11/14      | 3   | 721.6    |     |          | 8.6    |
| 11/15      | 1   | 252.3    |     |          | 2.3    |
| 11/16      | 2   | 1121.5   |     |          | 13.5   |
| 11/17      | 4   | 966.3    |     |          | 10.3   |
| 11/18      | 1   | 151.4    | 1   | 2000.0   | 1.4    |
| 11/19      | 1   | 214.4    | 2   | 700.0    | 1.4    |
| 11/20      | 4   | 1687.1   |     |          | 24.1   |
| 11/21      | 10  | 2727.6   | 3   | 1270.0   | 32.4   |
| 11/22      | 7   | 1949.5   |     |          | 30.4   |
| 11/23      | 6   | 2018.9   | 1   | 300.0    | 20.5   |
| 11/24      | 10  | 3639.5   | 3   | 2150.0   | 37.5   |
| 11/25      | 9   | 3171.7   | 3   | 380.0    | 35.7   |
| 11/26      | 6   | 3693.6   | 2   | 3800.0   | 38.6   |
| 11/27      | 3   | 750.4    | 3   | 2000.0   | 7.4    |
| 11/28      | 11  | 4593.0   | 5   | 1800.0   | 57.1   |
| 11/29      | 8   | 5338.4   | 4   | 1400.0   | 55.3   |
| 12/01      | 1   | 222.6    | 2   | 4280.0   |        |
| 12/02      | 4   | 1071.7   | 1   | 360.0    | 12.3   |
| 12/03      | 5   | 3294.9   | 3   | 800.0    | 38.9   |
| 12/04      | 9   | 4069.2   | 1   | 200.0    | 43.2   |
| 12/05      |     |          | 3   | 3300.0   | 10.8   |
| 12/06      | 5   | 2555.5   | 5   | 4300.0   | 16.7   |
| 12/07      | 6   | 1939.5   | 2   | 1700.0   | 21.5   |
| 12/08      | 2   | 711.3    | 1   | 300.0    | 7.3    |
| 12/09      |     |          |     |          | 38.7   |
| 12/10      | 4   | 3126.7   |     |          |        |
| 12/11      | 7   | 3993.7   | 3   | 1030.0   | 46.7   |
| 12/12      | 6   | 5717.3   | 6   | 3300.0   | 62.3   |
| 12/13      | 6   | 6766.8   | 2   | 4160.0   | 67.8   |
| 12/14      | 3   | 2364.6   | 6   | 8550.0   | 26.6   |
| 12/15      | 5   | 7403.2   |     |          | 110.5  |
| 12/16      | 7   | 11266.8  | 4   | 3650.0   | 89.5   |
| 12/17      | 5   | 2277.9   | 2   | 6600.0   | 22.9   |
| 12/18      | 4   | 2903.0   | 2   | 700.0    | 32.0   |
| 12/19      | 5   | 5449.9   | 1   | 700.0    | 57.9   |
| 12/20      | 9   | 8638.4   |     | 3838.0   | 88.4   |
| 12/21      | 8   | 8917.4   | 8   | 10542.0  | 97.5   |
| 12/22      | 7   | 5575.0   |     |          | 63.0   |
| 12/23      | 3   | 1584.8   | 6   | 6330.0   | 11.8   |
| 12/24      |     |          | 2   | 1100.0   |        |
| 12/25      | 6   | 3474.7   | 3   | 4200.0   | 31.7   |
| 12/26      | 4   | 1306.2   | 1   | 1000.0   | 8.2    |
| 12/27      | 3   | 2649.4   | 4   | 3890.0   | 26.4   |
| 12/28      | 7   | 3893.6   | 1   | 300.0    | 28.6   |
| 12/29      | 4   | 5961.0   | 8   | 5000.0   | 19.0   |
| 12/30      | 2   | 833.4    | 11  | 10040.0  | 7.4    |
| 民国38年02/07 | 4   | 26010.0  | 4   | 19500.0  |        |
| 02/15      | 1   | 5920.0   | 1   | 4500.0   |        |
| 02/21      | 4   | 71300.0  | 4   | 52300.0  |        |
| 03/01      | 6   | 115600.0 | 6   | 86700.0  |        |
| 合 計        | 250 | 361651.7 | 134 | 268970.0 | 1486.1 |

金額は金円券

表⑮ 「分記」の旬別委託業戸の取租額及び「佃飯」額

| 納入時期      | 収 租      |        |          | 佃 飯    |       | 佃飯/取租  |
|-----------|----------|--------|----------|--------|-------|--------|
|           | 金額(金円)   | % (年内) | % (年外含む) | 金額(金円) | %     |        |
| 民47年十一月初旬 | 1160.4   | 0.8    | 0.3      | 14.4   | 1.0   | 0.0124 |
| 十一月中旬     | 5810.2   | 4.1    | 1.6      | 69.2   | 4.7   | 0.0119 |
| 十一月下旬     | 27882.6  | 19.5   | 7.7      | 314.9  | 21.2  | 0.0113 |
| 十二月初旬     | 16991.4  | 11.9   | 4.7      | 189.4  | 12.7  | 0.0111 |
| 十二月中旬     | 56781.6  | 39.8   | 15.7     | 604.6  | 40.7  | 0.0106 |
| 十二月下旬     | 34195.5  | 23.9   | 9.5      | 293.6  | 19.8  | 0.0086 |
| 年外        | 218830.0 |        | 60.5     |        |       |        |
| 合 計       | 361651.7 | 100.0  | 100.0    | 1486.1 | 100.0 |        |

一日) 1020元となり、1000元を越し、以後1月24日までは1000~1200元を上下する。旧暦正月に入ると、米価はほぼ一直線に上昇し、2月10日約5000元、20日約7000元、3月1日約12000元、10日約25000元、4月10日約120000元、4月18日には高値で90万円となっている。以上の蘇州での市況に折価も連動すると考え、十一月初旬を1とした場合、折価は十一月二十五日~十一月末1.5、十二月初旬2、十二月中旬以降4として「周愛蓮棧」の取租状況を計算すると、年内納租割合は次のようになる。十一月初旬1.9%、中旬0.6%、下旬36.6%、十二月初旬14.1%、中旬23.6%、下旬14.1%。二つの山を形成することは同じであるが、十一月下旬に実際の納租がかなり集中し山が大きくなり、十二月中旬の山が小さくなっている。全体的傾向は折価を考慮しない場合と大きく変化していない。金円券額だけ見ると、年外が約60%を占めているが、猛烈なインフレに折価が連動しているとすると実際の納租額は数%程度に過ぎなくなる。

欠租についても詳細は不明であるが、敢えて推計すれば次のようになる。開倉折価を蘇州の米価から1石250元として、上述の折価指数で計算すると「周愛蓮棧」の推定納租米額は約240石となる。「開銷」で田業聯誼会の会費が330元、毎畝3角とあることから、経管の田地は約1100畝とする。田業聯誼会の規定では取租額は飛限毎畝3斗7升1合であるので、「完租名冊」、「日収」の例から見て、全て飛限で計算されれば「周愛蓮棧」の収めるべき租米額は約408石となる。その結果欠租率は約40%程度となる。前年の「日収」に比べて大幅な欠租の増加が見て取れる。

次に「周愛蓮棧」の経営について見ていきたい。表⑯は年内と年外に分けて各業主字号別に、「周愛蓮棧」が取租した額と支払った額、及びその割合を表にしたものである。先に述べたように、1948年末から戦局の悪化に伴い猛烈なインフレ、米価の上昇があり必ずしも整数にはなっていないが、各字号とも取租額の約75%が業主に支払われていることが分かる。「馮秀枝」の「十二月二十日」支払の欄に「付七五找訖、柒伯捌拾捌元」という75%の不足分として788元を支払清算したという記事があり、ここからも「周愛蓮棧」は取租額の75%を業主に支払い、25%を経費その他として控除していたことが分かる。「周愛蓮棧」の経費支出状況を示したのが表⑰の「開銷」である。これを見ると経費は幾つかに分類できる。第一は租棧の業務のための文具等の費用である。十一月六日に租棧の業務開始に伴い、筆・冊子・魔法瓶等を調達し、十二月中旬に筆と折り本である「摺子」を買い足している。インフレ進行前に準備していたこともあり金額的には大してことがない。次に租棧の職員等の食費等の費用である。炭代、米代、賄い婦と思われる「四奶奶」等への給金等である。炭代は2回(各100元)、「四奶奶」等へは1人100元が旧暦年末に支払われている。食費は米代、茶水の補助である。第三は田業聯誼会の会費である。十一月二十九日と十二月二十三日の2回毎畝3角で330元ずつ支出している。日付が異なるがどちらも「収摺：今收到周愛蓮租棧繳來三十七年份本會經費金円參伯參拾円〇角(每畝先【続】取三角)合掣取摺存查。吳江県田業聯誼会城区分会理事長陶昌華、幹事唐濟之。中華民國三十七【捌】年十二【一】月廿九【廿一】日。城字第壹【元】号」(は筆書き、【】内は続収の収摺)という領収書が、簿冊に挟まっている。第四は泰東郷に催甲の馬伝生を通じて支払った「造橋捐」であ

表⑩ 各字号別収租及び支払額

| 業 戸   | 年 内      |          |      | 年 外      |          |      | 合 計      |          |
|-------|----------|----------|------|----------|----------|------|----------|----------|
|       | 収 租      | 支 払      | %    | 収 租      | 支 払      | %    | 収 租      | 支 払      |
| 周愛蓮   | 45652.2  | 34230.0  | 75.0 | 67800.0  | 50600.0  | 74.6 | 113452.2 | 84830.0  |
| 謝惠記   | 5928.8   | 4440.0   | 74.9 | 6480.0   | 4800.0   | 74.1 | 12408.8  | 9240.0   |
| 錢鏞德   | 3206.0   | 2402.0   | 74.9 |          |          |      | 3206.0   | 2402.0   |
| 陳嵩記   | 1490.9   | 1100.0   | 73.8 |          |          |      | 1490.9   | 1100.0   |
| 馮秀技   | 4250.1   | 3188.0   | 75.0 |          |          |      | 4250.1   | 3188.0   |
| 費春生   | 14791.1  | 11090.0  | 75.0 | 31920.0  | 23500.0  | 73.6 | 46711.1  | 34590.0  |
| 唐豊盈北  | 13157.2  | 9860.0   | 74.9 | 19500.0  | 14000.0  | 71.8 | 32657.2  | 23860.0  |
| 紅愷会   | 3455.5   | 2590.0   | 75.0 |          |          |      | 3455.5   | 2590.0   |
| 蒋毓瑞甲記 | 12824.1  | 9360.0   | 73.0 | 16000.0  | 12000.0  | 75.0 | 28824.1  | 21360.0  |
| 蒋毓瑞明記 | 2921.0   | 2130.0   | 72.9 |          |          |      | 2921.0   | 2130.0   |
| 蒋毓瑞月記 | 2429.6   | 1770.0   | 72.9 |          |          |      | 2429.6   | 1770.0   |
| 周世徳   | 10790.2  | 7870.0   | 72.9 | 10500.0  | 7900.0   | 75.2 | 21290.2  | 15770.0  |
| 呉味間培記 | 2465.2   | 1790.0   | 72.6 | 14000.0  | 10500.0  | 75.0 | 16465.2  | 12290.0  |
| 呉味間隆記 | 3415.0   | 2490.0   | 72.9 | 3000.0   | 2000.0   | 66.7 | 6415.0   | 4490.0   |
| 呉味間徳記 | 3983.7   | 2900.0   | 72.8 |          |          |      | 3983.7   | 2900.0   |
| 呉味間祭記 | 1549.0   | 1130.0   | 73.0 | 2070.0   | 1500.0   | 72.5 | 3619.0   | 2630.0   |
| 何尚友合記 | 2271.1   | 1650.0   | 72.7 | 9000.0   | 6700.0   | 74.4 | 11271.1  | 8350.0   |
| 何尚友公記 | 3758.5   | 2720.0   | 72.4 | 24000.0  | 18000.0  | 75.0 | 27758.5  | 20720.0  |
| 呉賜書   | 1264.0   | 1000.0   | 79.1 | 14560.0  | 11500.0  | 79.0 | 15824.0  | 12500.0  |
| 零戸    | 1841.1   | 1070.0   | 58.1 |          |          |      | 1841.1   | 1070.0   |
| 陸徳仁   | 653.0    | 490.0    | 75.0 |          |          |      | 653.0    | 490.0    |
| 公記    | 724.4    | 700.0    | 96.6 |          |          |      | 724.4    | 700.0    |
| 合 計   | 142821.7 | 105970.0 | 74.2 | 218830.0 | 163000.0 | 74.5 | 361651.7 | 268970.0 |

る。この捐が田畝に割り当てられたのか、租棧が個々に求められたのかは不明である。第五は個人に支払われたものである。沈鐘麒（記）、周公記と唐濟之である。唐濟之は上掲の「収抛」にあるように呉江県田業聯誼会城区分会の幹事であり、「貼」が前に付いており田業聯誼会関係の経費と思われる。あとの2人については詳細は不明であるが、「周愛蓮棧」の司帳、即ち租棧の事務責任者ではないかと思われる。かなり頻繁に支払いが行われ、最初のうちは白米を支給しているが、年内では沈鐘麒に7900元、周公記に8280元支払われ、全体支出の約65%を占めている。年外は沈鐘記17800元、周公記に26000元で、支出の全てが彼等への支払いで占められている。収租額との割合を見ると彼等の取り分は年内は約11.5%、年外は約20%となる。これ以外に「佃飯」と「経催費」が租棧の支出として記載されている。「佃飯」は納租した佃戸への報奨金のようなもので、表⑮を見ると折価が急激に変化した関係で十二月中下旬には少し低下しているが、大体納租1元に付き

表⑪ 「分記」の「開銷」の支出内容

| 年月日        | 支出項目     | 額       | 備 考             |
|------------|----------|---------|-----------------|
| 民国37年11/06 | 做印泥紅中通一本 | 2.0     |                 |
| 11/06      | 毛辺線装訂    | 20.0    |                 |
| 11/06      | 紅中通三本    | 13.5    |                 |
| 11/06      | 水筆弍枝     | 12.0    |                 |
| 11/06      | 五磅熱水瓶    | 50.0    |                 |
| 11/17      | 沈鐘麒      | 260.0   | 白米1石            |
| 11/29      | 田業会費     | 330.0   | 每畝三角            |
| 12/01      | 沈鐘麒      | 500.0   |                 |
| 12/03      | 沈鐘麒      | 2120.0  | 白米4石            |
| 12/06      | 炭几炭      | 100.0   |                 |
| 12/11      | 沈鐘麒      | 500.0   |                 |
| 12/16      | 泰東郷      | 300.0   | 馬伝生造橋捐          |
| 12/16      | 水筆一枝     | 23.0    |                 |
| 12/16      | 摺子一個     | 10.0    |                 |
| 12/17      | 沈鐘麒      | 2000.0  |                 |
| 12/18      | 炭几炭      | 100.0   |                 |
| 12/22      | 沈鐘麒      | 400.0   |                 |
| 12/23      | 周公記      | 7000.0  |                 |
| 12/23      | 糙更六石     | 6000.0  | 1石=1000元        |
| 12/23      | 貼飯食茶水    | 800.0   |                 |
| 12/23      | 田業聯誼会    | 330.0   | 每畝三角            |
| 12/25      | 沈鐘麒      | 1600.0  |                 |
| 12/29      | 貼唐濟之     | 400.0   |                 |
| 12/30      | 四奶奶等     | 400.0   | 四奶奶、姿、園、顔へ各100元 |
| 12/30      | 周公記      | 1280.0  |                 |
| 12/30      | 沈鐘記      | 520.0   |                 |
| 民国38年02/07 | 沈鐘記      | 1000.0  |                 |
| 02/21      | 沈鐘記      | 5800.0  |                 |
| 02/21      | 周公記      | 10000.0 |                 |
| 03/01      | 沈鐘記      | 11000.0 |                 |
| 03/01      | 周公記      | 16000.0 |                 |
|            | 合 計      | 68870.5 |                 |

1.1～1.2分程度の割合で支払われていたようである。「経催費」は催甲に支払われるもので、蘇州では「力米」と呼ばれるものである。蘇州では清代から民国初めは佃戸の負担であったが、国民革命後の1928年以降租棧の負担となった。「経催費」の欄に「本年議定見洋五分、顧湖施三郷十一月卅日止另加三分，十二月一日起另加一分，南泰二郷十二月十一日止另加三分，十二月十二日起另加一分」とあり、基本的には収租額1元に付き5分であるが、顧湖施三郷では十一月三十日まで、南泰二郷では十二月十一日までに収租した分は別に3分を加え計8分を、それ以降は1分を加えた6分が催甲に支払われた。これは「限讓」と同様に催甲が早期納入を促すために設けられたのであろう。表⑱は「経催費」の支払い状況である。これを見ると催甲への支払いは、旧暦の年末に一度纏めて支払われ、年外は収租が行われた二月七日に「顧湖施」の催甲楊海泉・史雲龍の2人に、二月二十一日に「南泰」の催甲潘錦福に支払われている。金龍生に十二月二十一日に一度2000元が支払われたが、それは貸し付けか何かで、二十八日にその分は回収され、改めて1314元が支払われた。司帳と思われる沈鐘麒から受け取った「中銷」は、詳細は不明であるが立て替えかもしれない。インフレの影響で正確にはいえないが、年内では「顧湖施」の催甲への支払いが6285元、「南泰」の催甲への支払いが2271元と、「顧湖施」の収租が「南泰」の約2.3倍であるのに対し、年外では「顧湖施」の催甲への支払いが891元、「南泰」の催甲への支払いが5900元と、逆に「南泰」の収租が「顧湖施」の約6.6倍にもなっている。このことから1948年度の収租状況も、1944、1945、1947年度と同様に、「顧湖施」に比べて「南泰」が年外比率が高く、収租は芳しくなかったことが分かる。

「分記」の記載を基に、「周愛蓮棧」全体の収支状況を示したのが表⑲である。時期については年内と年外に分けて示している。支出の最大は委託した租棧への租米の支払いで、年内・年外とも約75%を占めている。残りの25%が「周愛蓮棧」の経費と利益であるが、その中で最も大きいのが司帳と思われる沈鐘麒・周公記への支払いで、年内では約11.3%、年外では約20%を占めている。経催費として催甲に支払われる報酬は年内では約6.5%、年外では3.1%となっている。年外は規定の6%より大幅に下回っており、未払い分がある可能性もある。年内では上棧した佃戸を労う「佃飯」が約1%程度あるが、その数は大したことがない。租棧の維持費として、事務用費はインフレ進行前に準備された関係もあり140元程度であり、食事・茶水・炭及び賄い婦の費用は米価の値上がりもあり、7260元とかなりの割合を占めている。その他田業会への会費660元（畝当たり3分，2回）、催甲馬伝生を通じて支払われた泰東郷の「造橋捐」300元がある。これらを

表⑲ 「分記」から見る「周愛蓮棧」の収支状況

| 時 期 | 収 租 額 | 各業棧への支払  | 佃 飯      | 開 銷    | (内司帳)   | 経 催 費   | 余 剰    |
|-----|-------|----------|----------|--------|---------|---------|--------|
| 年内  | 金額    | 142821.7 | 105970.0 | 1486.1 | 25070.5 | 16180.0 | 1066.1 |
|     | %     | 100.0    | 74.2     | 1.0    | 17.6    | 11.3    | 0.7    |
| 年外  | 金額    | 218830.0 | 163000.0 |        | 43800.0 | 43800.0 | 5239.0 |
|     | %     | 100.0    | 74.5     |        | 20.0    | 20.0    | 2.4    |
| 合計  | 金額    | 361651.7 | 268970.0 | 1486.1 | 68870.5 | 59980.0 | 6305.1 |
|     | %     | 100.0    | 74.4     | 0.4    | 19.0    | 16.6    | 1.7    |

表⑱ 「分記」の「経催費」の支出内容

| 年 月 日      | 催 甲   | 支出金額    | 収入金額   | 経催地区 |
|------------|-------|---------|--------|------|
| 民国37年12/21 | 馬伝生   | 1000.0  |        | 南泰   |
| 12/21      | 金龍生   | 2000.0  |        | 顧湖施  |
| 12/25      | 胡福如   | 1000.0  |        | 顧湖施  |
| 12/27      | 沈榮華   | 706.0   |        | 南泰   |
| 12/28      | 金龍生   |         | 2000.0 | 顧湖施  |
| 12/28      | 馬伝生   | 114.0   |        | 南泰   |
| 12/28      | 唐錦福   | 397.0   |        | 南泰   |
| 12/28      | 史雲龍   | 308.0   |        | 顧湖施  |
| 12/28      | 金龍生   | 1314.0  |        | 顧湖施  |
| 12/28      | 楊海泉   | 495.0   |        | 顧湖施  |
| 12/28      | 潘錦福   | 1203.0  |        | 南泰   |
| 12/29      | 張福祥   | 1212.0  |        | 顧湖施  |
| 12/29      | 潘錦福   | 57.0    |        | 南泰   |
| 12/29      | 朱玉徳   | 618.0   |        | 顧湖施  |
| 12/30      | 陳松泉   | 1038.0  |        | 顧湖施  |
| 12/30      | 胡福如   | 300.0   |        | 顧湖施  |
| 12/30      | 沈鐘麒中銷 |         | 533.0  |      |
| 民国38年02/07 | 楊海泉   | 210.0   |        | 顧湖施  |
| 02/07      | 史雲龍   | 681.0   |        | 顧湖施  |
| 02/21      | 潘錦福   | 5900.0  |        | 南泰   |
|            | 合 計   | 18553.0 | 2533.0 |      |

控除して「周愛蓮棧」の利益を見てみると、年内では僅かに1066元、0.75%に過ぎず、年外でも6300元、2.4%しかない。租棧の運営はほぼ司帳が行い、自ら管業する「愛」（周愛蓮）が大きな部分を占めているにしても、租棧経営の利益は殆どないことが分かる<sup>(5)</sup>。ここから土地改革前夜、紳士による租棧経営は利益がでる状態ではなくなっていたと思われる。

## 五 「差追」について

催甲毎に纏められた「租籍」と「完租名冊」の上欄に、「差追」の印が押されているものがある。1944年の「租籍」では52件、1945年の「完租名冊」では24件である。1947年の「日収」、1948年の「分記」は佃戸個々の納租状況を記載した簿冊ではないため「差追」の印は現れないが、兩年の取租状況は1945年に比べて悪化しており、地方政府或いは追租局等の権力による田租の強制徴収は増えることはあっても減ることはなかったと思われる。本章では、新聞資料と檔案史料から、日中戦争時期、内戦期の呉江県を中心に田租の強制徴収の実態についてみてみたい。

1937年は収穫期の11月中旬に蘇州・呉江は戦場となり、農民の避難する者も多く、その年はほぼ取租は不可能であった。1938年から取租は開始されたが、農村部の治安の悪化に伴い、都市部に居住する地主の取租は困難を極め、辛亥革命の混乱期に実施されたことがある租賦併徴方式が採られた。租賦併徴委員会が組織され、地主が所有する管業（租業）田と、自耕農・小地主が所有する自業田に分けられ、管業田では租賦併徴処が、自業田では郷鎮が徴収した。租賦併徴では、徴収費を含めて取租の15%が田賦をして控除された<sup>(6)</sup>。租賦併徴により、取租状況は田賦収入と直結するため、保甲長等郷鎮の基層組織が取租に協力し、それでも困難な場合には「抗租は即ち抗糧である<sup>(7)</sup>」として、武装警察隊等を用いた武装取租による戸ごとに取り立てる「嚴追」が行われた<sup>(8)</sup>。第一期清郷工作の翌年1942年度から租賦併徴は廃止され、戦前の地主が自ら佃戸から取租し納賦するという方式に戻された。しかし、「江蘇省財政庁は租賦併徴制度が取り消された後、頑佃が事に借りて欠租するのを恐れ、業主の利益に心を配るため、各県に追租処を設立して、業主が田租を追収するのを協助することにし<sup>(9)</sup>」、具体的に「江蘇省各県追租処組織暫行規程」、「江蘇省各県辦理追租事宜暫行辦法」、「江蘇省各県辦理追租事宜各項手續」の法令を制定した<sup>(10)</sup>。これらの法令によると、追租処は、県長を処長、財政局長或いは賦税管理処副主任を副処長とする公的機関で、田租と田賦の区分は明白になり、取租の有無に拘わらず田賦は納入しなければならないが、頑佃が田租を抗欠した場合追租処に催租の代行を請求することができるとしている。地主は郷鎮別に欠租の佃戸姓名、面積、住所、徴収すべき租米額を記載した佃欠冊を追租処に提出し、追租処はそれに基づいて、「伝票」を作成し、催徴人員が佃戸のもとに催租に向かうというものである。その際、24時間以内に審訊を行い、佃戸が確かに租米を納入する力がない場合は、地主に書面で免租を求めるが、「故意に頑抗」するものは、拘留することができるとされている。追租費用は申請書を出す時に、租米1石当たり4角を納入し、その後追租で徴収した租米の10～15%がそれに充てられることになっている。常熟県では、催租に赴く人員が「催租公役」となっており、地主が指定できると規定されており<sup>(11)</sup>、呉県でも「各区長は日を定めて追租分処副主任と一緒に、郷鎮保甲長を召集して座談会を開催し、追租の手續、保甲制度を運用することについて適切に宣伝する<sup>(12)</sup>」と郷鎮の基層組織を動員した追租が行われるなど、地方政府・地主一体の態勢が取られたのである。1943年蘇州城東郊の尹山で欠租の佃戸を拘束しようとした警察に対して4,500人の郷民が取り囲み、警士が発砲し郷民3人が負傷し、内2人が死亡するという抗租事件があった<sup>(13)</sup>。これに対して呉県政府は32人を逮捕し、「納租に反対することは、即ち国家に反対することに異ならない。既に目に法紀なく、国家の叛徒であり、重きに従き嚴罰に処すべき」として、首謀者3人を市中引き回し、「軍法処」に移送している<sup>(14)</sup>。前述した追租処、追租に

関する法令は江蘇省財政庁から各県に頒布され、各県もそれに照らして追租処・分処を設置し追租を行っており、呉江県も呉県・常熟と同様であったと思われる。ただ、『清郷新報』には「本県（呉江）の還租の折価は、賦（税）管（理）処の審議を経て糙粳每石を150元とし、併せて布告で周知したが、一区の佃農はそれを聞き続々と業主に減免するように請求した。先日各業主から第三次県政会議にそのことが提出され、県党部より業佃双方の代表を召集して仲裁委員会を組織して解決することが決議された。遂に前日仲裁委員会によって每石138元に改められ、飛限は毎畝最高額米6斗で、国幣に換算して82元8角となる<sup>(15)</sup>」と、地主・小作の紛争の解決として、双方の代表によって組織される仲裁委員会があった。これがこの折価の問題だけの臨時的なものかは不明であるが、一応国民党県党部の主導の小作紛争仲裁組織があったことは確認できる。

1944年度は田賦の実物徴収が実施され、その際米穀でなく貨幣で折納することが多い管業地主に配慮して、「指佃完糧」で「租糧対照冊」を提出させて、県が田賦を実物で直接佃戸から徴収する方式が採られた。地主は田賦を控除した残りを租として徴収するのである。前述したように呉江県でも「租籍」の徴収状況から考えてこの方式が採られたと思われる。地主の収租部分については、従来通り欠租する頑佃から追租する追租局は設置された。常熟県では追租局は1944年11月10日とかなり早い段階で成立しているが<sup>(16)</sup>、呉県では前年度の追租米の地主への支払いが年末まで行われたこともあり<sup>(17)</sup>、1944年度の追租局は1945年4月16日に事務を開始し、佃欠冊の追租処の送付期限は5月10日（後に15日に延期）とし<sup>(18)</sup>、実際の追租開始は6月中旬以降であった<sup>(19)</sup>。この時の呉県の追租処は依然として呉県政府の庁舎内に置かれ<sup>(20)</sup>、公的機関としての性格は変わっていない。呉江県の追租処がいつ、如何なる形で成立したかは不明であるが、「租籍」で最初の「差追」の印を押されているのが09-101の袁仲生の十二月三日（1945年1月16日）で、その次が12-082、12-098の呂宝如の十二月四日なので、新暦の1月10日前後には成立していたと思われる。「租籍」の差追は52件で、本稿（上）で述べたように11件が年内、41件が翌年で、約半数の35件が三月以降に行われており（3月6日-2件、12日-1件、18日-3件、22日-3件、29日-3件、5月26日-13件）、差追された内、47件は「清訖」の印が押され完納しており、残りの5件が一部欠租している。一部を欠租があるとはいえ、差追された佃戸の全てが租米を納入しており、それなりの効果はあったと思われる。しかしその反面全欠の佃戸も200件と全体の約22%を占めており、収租できる可能性のある佃戸について差追が行われた可能性もある。

1945年度は汪兆銘政権下の「淪陷区」の田賦は免除されたが、田租は「二五減租」とそれに上乗せの減免は行われたが徴収された。呉県・常熟等では田業改進会が組織され、地方政府に働きかけ追租を行う収租処・催租処が設置された。「二五減租辦法」では、郷鎮長が田租紛糾を調停するが、それでも決着しない場合は県政府が処理し、必要時には各関係機関・団体で田租委員会を組織して、強制執行を行うと、定められていた<sup>(21)</sup>。「二五減租」の解釈を巡って混乱もあり<sup>(22)</sup>、「八年来抗欠の悪習に慣れて、相い率いて様子見し、或いは三民主義とは相容れない学識を宣伝し、行政院の出した二五減租は、ただ租米2割半納めればよいと曲解している<sup>(23)</sup>」と記事にあるように、収租は芳しくなく、武装追租も行われ地主・佃戸間で多くの紛糾が起こった。こうした紛争処理機関として設置されたのが、呉県では田租糾紛調解処と調解委員会、常熟では佃租委員会であった。呉県の田租糾紛調解処・調解委員会については、その暫行組織辦法から見ると次のようになっていた。(1)県に田租糾紛調解処が設立され、県長が主任を兼任し、その下に総務・調処・租務の3課が置かれ、総務・調処両課長は主任が委任するが、租務課長は田業会常務理事が当たる。(2)これとは別に、田租紛争事宜を議論処理するために田租糾紛調解委員会が設けられ、その委員は主任・調処・租務課長が職務から委員になる外、田業会からの3人、人民自由保障委員会主任委員、農民代表、農会首長、及び県党部首長からの各1人で構成される。(3)各区の必要により、区田租糾紛調解委員会が設置され、区長、収租処正副主任、当地農会及び党部首長各1人が委員となる。(4)各区の田租糾紛調解委員会には、収租処が別に

設置され、その主任・副主任は県処の主任が委任するが、会計及び助理会計は田業会から推薦される。また必要に応じて収租辦事処を設置する。(5)二五減租の外に5升の勝利米を控除する。折価は最も質の劣る糙米の価格を基準とする。(6)経費予算は、田業会が認定後に支給し、決算は田業会に送って審査し終結させる<sup>(24)</sup>。これを見ると人民自由保障委員会・農民代表・農会首長等が参加しているが、経費等は田業改進会から支出經理が行われており、地主の意向の強い組織となっている。常熟の佃租委員会は9人で構成され、県長・党部書記長・農会幹事長・三民主義青年団主任・財務委員会主任・業主代表各1人と地方公正士紳3人で構成され、経費は徴収した租款から充てることになっている<sup>(25)</sup>。呉県・常熟とも地主・佃戸間の紛争を調停するというより、地主から欠租の佃戸への追租申請を受けて「強制執行」を含む追租を行うものであった。呉県では全区に調解委員会が設置され、区の調解委員会の処理件数は約1万1千件余りで、その内決着したのが6千余りで、県の調解委員会に上ったのが1千余り、決着がついたのが8百余りであった<sup>(26)</sup>。常熟では欠租の佃戸が13万数千の多さに上り<sup>(27)</sup>、14の総分辦事処で12140万元の追租徴収を行ったが、その内約49%が「執行」によるものであった<sup>(28)</sup>。呉江県でも呉県・常熟と同様田業改進会が組織されていることから、収租処或いは追租処及び佃租委員会的組織は作られ、追租が行われたと思われる。「完租名冊」で「差追」の印が押されているのは24件で、納租状況を反映して、「顧湖施」が5件に対して「南泰」は19件と4倍近くになっている。差追を受けて納租したのものが14件で、完納が12件、一部納入が1件、民国二十七年の旧欠を納入したのが1件で、残りの10件（旧欠を納入したものを含めると11件）は差追を受けたにも拘わらず納入の記録がなく、全く納租は行われいない。この点は1944年の場合差追を受けた佃戸が全て納租しているのとは異なっている。納租した佃戸について差追で最も早く行われたのが十二月六日（1946年1月8日）で、旧曆末までが11件、年外の六月十二日が2件となっている（旧欠は年月日不明）。1945年度については、呉江県の追租状況は呉県・常熟から類推するしかないが、1946年度以降は少し具体的に考察ができるので、次にそれを述べてみたい。

1946年度田賦実物徴収に伴い、上述したように田賦分は佃戸が代入し、租米については公租局という地方政府と地主が合同の収租機関が設置された。田業改進会は呉県の丁漢賢等の提訴を受けて禁止されたが、呉江県ではほどなく「友誼を結ぶ」という看板の田業聯誼会に改組されている。地主・佃戸間の紛争処理する機関として、江蘇省政府から「二五減租」実施の爲に佃租委員会で設置が命令され、「市県佃租委員会組織規程」が頒布された。それによると、その職掌として(1)農地佃租の紛糾の調査・審議事項、(2)県市政府の佃租紛糾に関する諮問事項、であり、委員は市県長、農会代表3人（その中の少なくとも1人は佃農代表）、法院代表、県市社会農林地政田賦主管人員或いは機関代表各1人で構成されるとあり、呉江県でも県長以下の委員が指定された<sup>(29)</sup>。当初は田業聯誼会から委員が加わっていなかったが、1948年度第一回会議で費仲篋の提議で田業聯誼会から陶昌華が正式に委員として加わっている<sup>(30)</sup>。県の佃租委員会の成立の後、田業聯誼会から各区に佃租調解委員会を組織するように、その組織草案とともに請願が出された。草案によると、「業佃間の二五減租による紛糾と佃農の欠租事件の調停を処理する」もので、各区鎮の区長・鎮長、党部代表、警察所長、田業聯誼会代表及び農会代表から構成され、分支会の所在地は田業聯誼会の会所を原則とするものであった<sup>(31)</sup>。各区の佃租委員会の名簿を見ると、区長（城区は自治指導員）、警察所、参議会、区党部、農会、田業聯誼会、佃農の7人で構成され、草案にはなかった参議会と佃農が加わっている。これらの区分会等の委員は職務上で選出されるものが多いが、この名簿の提出は各区の田業聯誼会によって行われている。例えば1947年度の城区分会の名簿提出では次のようになっている<sup>(32)</sup>。

窃查關於本県業佃間、因減租發生之糾紛、及佃農欠租事宜、業由鈞会主持辦理。關於各区農地佃租糾紛之初歩調解工作、亦鈞会訂頒呉江県区佃租分会組織規程、飭遵辦理在案。茲查城区佃租分会各委員、以一部份当然委員、均為兼職、已因人事變更、似應予改推、以臻健全、遵照頒發区佃租分会組織規程第三條之規定、

謹擬具城区佃租分会委員名單一份，備文呈請鑒核，准予分別加聘，以利調解業佃糾紛。實為德便。謹呈吳江  
 縣縣長兼佃租委員會主任委員周。

附具擬具委員名單一份

吳江縣田業聯誼會城区分會理事長陶昌華

吳江縣佃租委員會城区分會委員名單

| 原任委員 | 擬請改聘委員 | 代表單位  | 備註 |
|------|--------|-------|----|
| 舒鳳陞  | 何慰農    | 自治指導員 |    |
| 趙炳山  |        | 農會    |    |
| 費仲筮  |        | 參議會   |    |
| 劉石平  | 楊雪門    | 區黨部   |    |
| 王中孚  |        | 田業聯誼會 |    |
| 朱玉德  |        | 佃農    |    |
| 操鏞   | 王家驊    | 警察所   |    |

職務上の委員である自治指導員，区党部，警察所がそれぞれ交代したため，田業聯誼會城区分會から県佃租委員會へ改めて招聘するように要請したものである。佃租委員會の経費が追租した租款から支給されること，名簿提出等の事務を田業聯誼會が行っていることから考えて，二五減租の紛糾の調停というより，欠租した佃戸への調解，強制処分に比重がかかっていたといえよう。この名簿で注目すべきは，佃農代表の名前である。朱玉徳は「周愛蓮棧」において，「租籍」・「完租名冊」・「分記」に現れる催甲と同名である。朱玉徳という名はよくありふれたものではあるが，佃農代表といってもその選出は恐らく当地の農會・田業聯誼會に任されており，彼等と一定の繋がりを持ち，字を知るものが選ばれたと思われ，田業聯誼會城区分會の幹部周公才が関係する「周愛蓮棧」の催甲でもあった朱玉徳が選ばれた可能性はあると思われる。

田業聯誼會は欠租に対する行政処分について，「近來常に外界の誤解を引き起こしやすくなっており」，県の行政機関と配合して行わないと，効果は現れないとして，行政処分の合法性を問答集に纏めた「佃租問題之法譚」を發行して風当たりが強い欠租への強制執行に対する理解を求めている<sup>(33)</sup>。檔案資料と新聞記事から具体的な追租の例を見てみたい。佃戸が欠租し納租に応じない場合，檔案資料を見ると，先ず区分會で調停が行われ，それが不調の場合，即ち佃戸が租米を納付しなかった場合，県佃租委員會に持ち込まれる。例えば，業戸柳養樹・陳敬恕等から佃戸金和尚が租米を抗繳しているのので，呼び出し調解して欲しいとの申請が出され，黎里分會で調解したが効果なく，佃戸及びその欠租一覽表を県佃租委員會へ送っている<sup>(34)</sup>。同じような例として，佃租委員會同里分會から，1949年3月5日に佃戸呂桂祥について，県公款公産清理委員會が欠租で警察を派遣し伝追したが，納入しなかったのので県佃租委員會に処置を要請したが，この外に任享復等3租棧についても欠租があり（内2つは田賦も未納），分會で調解を行ったが受け入れられず，やむなく県委員會に公款公産清理委員會の分と併せて処理するように要請が出された。これを受けて県政府から伝票が發行され，3月11日県田糧処に出頭するよう命令された。そこで訊問受けて拘束されたが，翌12日に田賦と共に元々8石の租米であるが6石支払うことを承知して，同里分會から県政府に釈放の要請が出されている<sup>(35)</sup>。次に田賦・田租とも滞納している八圻の陸志春を例で具体的に見てみる。田賦・田租の滞納額等は不明であるが，抗糧欠租案として1948年12月29日付けで伝票が發行され，翌30日送達人殷九林から旧西石郷の陸志春に届けられ，多分その後県政府に赴き，供述を行った。その供述書は次のようである。

問：お前の名前は何か。

答：私は陸志春です。

問：お前はどこに住んでいるか。

答：私は西山圩に住んでいる。

問：お前は今年何歳になったか。

答：四十七歳。

問：お前はどのくらい田を耕しているか。

答：30畝耕している。

問：お前は結局の所どのくらいの田を耕しているか。

答：46畝余り耕している。

問：お前の糧は完納したか。

答：天気が良くなく、まだ納入していない。

問：お前の租は納めているか。

答：糧を納入した後で、ゆっくり（租を）納めようと思っている。

問：お前は何時糧租を納めるんだ。

答：私は保人を見つけて、二日以内に糧租をきちんと納めたい。

その後、1949年1月6日に八圻南街の天盛煙紙店の盧盛成が保証人となり、二日以内に支払わない場合には責任を持つと保証書を提出し、1月17日再び訊問の伝票が陸志春に出され、その際保証人が責任を持って出頭させ、並びに歴年の田賦完納証書を持ってくるように書かれている。租米の方も保証人を付けて決着したらしく、1月22日付けで八圻支会の要請を受けて県田業聯誼会理事長王仲孚から県政府に陸志春の帰宅を請願している<sup>(36)</sup>。田賦と田租徴収が連繫していることが陸志春の例から見ることができる。田業聯誼会理事長が帰宅を要請したことから、田賦納付した後も田租が片付かない場合は、継続拘束されていたことを伺うことができる。陸志春のように田賦・田租を滞納して伝票を交付され、県政府に出頭、訊問を受けた佃戸は、保証人を見つけ、納付期限を定めることでひとまず保釈される。「煽惑羣衆抗納租賦」で伝票を交付された南≡郷匠浜の胡福元の保証人に潘錦福がなっている。肩書きは「前任南≡郷長」である。潘錦福は「周愛蓮棧」の「南泰」地域の催甲と同名である。郷鎮長が佃戸であることも多く、この潘錦福が「周愛蓮棧」の催甲と同一人物である可能性はあると思われる。二日以内に田賦を、五日以内に租米を完納すると保証書を書いたが、結局支払われず、再び保証人潘錦福を通じて伝票が発行されている<sup>(37)</sup>。強制執行が行われた例として次の事例がある。県佃租委員会へ、丁德基等の租棧から宋榮生・張富梅・費根（銀）生の3人が租款を滞納していると訴えがあり、彼等呼んで「剗切勸諭」したところ、宋張両名は調停が成立し、春作で3期に分けて完納することにしたが、費は狡猾に引き延ばしたため、調停が不調で、強制執行し拘束して納付させることにした<sup>(38)</sup>。檔案資料の中には、佃戸が催甲を殴り、その家を燃やした事件がある。平望の龐醉経棧の催甲楊富江が溪西郷西戸圩で3.895畝小作している沈掌生に催租に赴いたところ、沈は納めようとしないばかりではなく、恫喝して生命財産を脅かす言を吐き、その夜8時頃に催甲の家が燃やされ、殴られたという事件である。田業聯誼会は「もし取調べて処分しなければ、本県租風に影響するだけでなく、はたまた本会会員の生命權益が保障を失うことになる」と、1947年4月12日に嚴重な処分を求めた。県政府から沈掌生と楊富江へ伝票が発行されたが、沈は蘇州に行っており伝票を渡すことができず、楊だけが出頭し、4月22日軍法庭で県長から訊問を受けて供述書が作成されている<sup>(39)</sup>。この事件の決着は不明であるが、抗租事件が刑事事件になることも多かった。田業聯誼会は行政処分の正当性を主張した「佃租問題之法譚」を発行したり、1948年3月の理監事聯席会で、欠租の各佃戸については、県に呼び出し調停が不調の場合は、法院に移送して処理し、その手順は呉県の例を参照すると、討議している<sup>(40)</sup>。

呉江県の場合1938～1941年は租賦併徴が行われ、1944年と1946年～1948年の田賦実物徴収では、田賦は佃戸から徴収することが行われた。これらにおいては田賦と田租の徴収が密接に連繫しており、田賦徴収ということで地方政府の取租への関与は極めて大きかった。それ以外の1942～1943年、1945年でも地方政府が主

体となった収租処（追租処）が設置され欠租する佃戸へ武力を含む追租が行われた。田租紛争のための調停機関として、1942年の仲裁機関、1945年度からは佃租委員会が設置された。佃租委員会の構成を見ると県委員会は県政府・党部・農会（佃農を含む）・田業聯誼会（1948年度から）で、各区分会は区長・参議会・党部・農会・警察所・田業聯誼会・佃農で構成され、佃農代表も加わっていたが、金龍生・朱玉徳が「周愛蓮棧」の催甲と同名であり、佃戸の利害を代表していたかが疑問である。名簿等の提出は各区田業聯誼会が行っており、佃租委員会は「中立」機関ではなく、田業聯誼会の意向を強く受けていたものと思われる。欠租の場合、地主から区分会へ調停が持ち込まれ、調停が不調の場合は県委員会へ行き、県から伝票が発行され、訊問・拘束され、保証人を見つけ支払いを約束することで釈放されるというのが調停の内容であったようだ。それでも決着つかない場合、法院へ送り強制執行が行われた可能性がある。警察・保安隊を使用した武装徴収、長期に亘る拘束に対して、先に挙げた「外界の誤解」という風当たりも強くなり、常熟では7歳と5歳の幼い姉弟が抗租で拘束された父親を捜しに县城までやってきて城門に入れず一夜露宿し、その住民が憐れんだという記事<sup>(41)</sup>や、潘県長が抗租で4ヶ月も拘束されている18名を即時釈放させ、佃租会は佃農の実際状況を理解していないと批判したことが新聞に載っている<sup>(42)</sup>。呉県でも拘束された佃戸が法院に佃租会の責任者を「妨害自由」で告訴したり<sup>(43)</sup>、太平橋聯繫業棧第一租棧が打ち壊され、職員多数が負傷した事件で首謀者として田衡山が訴えられた事件で、法院は犯罪の事実がないと無罪の宣告している<sup>(44)</sup>。他県の例であるが、必ずしも地主・田業聯誼会のやり方が輿論に受け入れられたのではなかった。欠租の増加、それへの武装追租・拘束等の強硬な措置、それへの反発、抗租や流血事件の頻発、輿論の批判、こうした中で1949年4月共産党が進駐してくるのである。これらの問題は別に稿を改めて論じたい。

## 六 おわりに

蘇州の南隣呉江市檔案館に収蔵されている「周愛蓮棧」関係簿冊4冊についてこれまで分析を行ってきた。1944年、1945年、1947年、1948年の簿冊で、前者2冊は催甲毎に収租状況を記載したもので、1947年の簿冊は日収簿、1948年の簿冊は租棧の経営を記載した簿冊と性格を異にしたものである。地域的には呉江県县城附近で、戦後呉江県の田業聯誼会幹部であった周公才が関係する租棧ではないかと思われる。日本に収蔵されている約300冊の租棧関係簿冊は清末から1930年代までのもので、日中戦争から内戦期のものは存在しない。そうした意味から「周愛蓮棧」関係簿冊はこの時期の状況を考察する貴重な資料といえる。本稿では、この資料の分析に当たって、同時期の地方新聞のマイクロフィルムと呉江市檔案館収蔵の他の関係資料と参照した。この時期の呉江県の地方紙のマイクロフィルムは未見であり、呉県で発行された『蘇州新報』・『江蘇日報』・『蘇報』・『蘇州日報』等で探さざるを得ず、他県の例から類推することも多かった。檔案資料も短時間の中で収集したのもであり、欠けている資料も多いと思われる。しかし、不十分な点は多いとはいえ、「周愛蓮棧」関係簿冊の分析を通して、日中戦争末期から内戦期の呉江県の田租徴収状況、租棧経営状況について、粗いながらその実態と変化について描くことができたと思われる。呉県・常熟を含む江南の日中戦争・内戦期の田租徴収状況については別稿に期したい。

最後に資料の閲覧に便をいただいた呉江市檔案館及びその仲介の労を取っていただいた蘇州大学王国平先生をはじめとする諸先生に感謝を表したい。

## 註

(1) 「呉江県田業聯誼会第三次代表大会紀録」（1948年11月）（檔案番号204-2-1193）。

- (2) 「吳江縣田業聯誼會第二屆理事改選大會紀錄」（1948年11月）（檔案番号204-2-1193）。同様の内容は「吳江田業聯誼會昨日改選理事，田租米畝取糙米六斗六升六合」（『蘇報』1948年11月16日）にも載せられている。
- (3) 「田租幣實兼取，折佃糙梗為準，參議會田糧小組昨議決」『常熟青年日報』1948年11月4日。
- (4) 「佃農觀望延不繳租，本年田賦將受影響」『新常熟報』1948年10月22日。
- (5) 「分記」で記載されている必要費用を見ても，取租額の25%から，催甲6～9%，田業會會費3%，佃飯1%，それに司賬を年内の11%とすると，残りは5%以下であり，これから租棧事務費・維持費を捻出しなければならず，委託で得る利益は僅かなものである。
- (6) 「吳江租賦並取委會召開成立大會，推選薛公俠任副委員長」『蘇州新報』1939年11月22日。
- (7) 「吳江租賦開征以來，鄉民不依限繳納，吳署特令所屬毋再觀望抗租」同上，1939年12月27日。
- (8) 「同里警察分所催租努力，成績在四成以上」，「同里租賦並取處催追租糧」同上，1940年1月6日，5月11日。
- (9) 「廢止租賦併征後，財庁將在各縣設立追租處，顧全業主利益協助追租」『江蘇日報』1942年9月19日。
- (10) 「協助業主催追田租，各縣將設立追租處，佃農頑抗欠延准予代為催追」，「財庁協催佃欠訂定各縣辦理追租手續，佃戶伝到即審訊頑抗得予拘留」同上，1942年10月25日，10月26日。
- (11) 「虞房屋登記城區將查擠，追租處規定手續」同上，1942年12月1日。
- (12) 「吳縣定二十一日起各區同時開始追租，追租處昨召開分處主任會議」同上，1943年2月17日。
- (13) 「尹山鄉民聚眾抗租，奪槍械致肇慘劇，警士開槍鄉民死傷三人」同上，1943年6月6日。
- (14) 「尹山發生抗租慘劇案，大批農戶被拘捕，昨移送吳縣追租處辦理」，「尹山鄉民聚眾抗租案，吳縣府呈上峯嚴懲，拘獲首要三名游街示眾」，「拘獲抗租案首犯將移送軍法審理」同上，1943年6月11日，6月13日，6月16日。
- (15) 「吳江第一區業主呼籲，請縣佈告催租」『清鄉新報』1942年11月30日。同じような記事は『江蘇日報』（「各地簡訊・吳江」1942年11月30日）にも載っている。
- (16) 「虞追租處今日成立」『江蘇日報』1944年11月10日。
- (17) 「吳縣追租處通告」（公告）同上，1944年12月29日。
- (18) 「吳縣追租處通告」（公告），「吳縣追租處通告」（公告）同上，1945年4月23日，5月11日。
- (19) 「推進追租工作，吳縣府飭屬協助，各分處限期成立」同上，1945年6月10日。
- (20) 「吳縣追租處通告」（公告）同上，1945年4月23日。
- (21) 「二五減租本年實行」『常熟青年日報』1945年11月17日。
- (22) 吳縣等の田業改進會の理解は租額の25%減であるが，『蘇報』での解釈では，每畝2石の租田では先ず1000分の375の7斗5升が基準納租額で，その25%減の5斗6升2合5勺が「二五減租」の額という（「二五減租」（社論）『蘇報』1945年12月8日）。また1947年2月に吳縣第九區夷陵・間潮・致和・懸珠・洋澄の5郷農會理事主席が，中央の農林部に，1945年度田賦免除されたが取租は城區に取租處が設立されて，旧來通り徵收され實惠を受けていないと訴えた事件がある（「呈為抗戰勝利後荷蒙國府體恤淪陷區農民三十四年度田賦徵收一律豁免而吳縣第九區農民未得斯惠用特呈文聯名呼籲懇鈞部迅予補救糾正虛偽以惠民困由」（吳縣第九區夷陵郷農會理事主席曹鶴年等→農林部長，1947年2月4日）（中央研究院近代史研究所檔案館，檔案番号20-00-11）。これも「二五減租」の解釈の問題によると思われる。
- (23) 「田業改訂取租折價，每石減為四千元」『蘇報』1945年12月7日。
- (24) 「吳縣田租糾紛調解處組織章程草案」（中央研究院近代史研究所檔案館，檔案番号20-22-83）。
- (25) 「調處業佃糾紛佃租委會昨成立，通過組織規程調處範圍等要案」『常熟青年日報』1946年2月17日。
- (26) 「奉電飭即補送二五減租概況調查表電請鑒核備查由」（吳縣政府→農林部）（中央研究院近代史研究所檔案館，檔案番号20-22-83）。
- (27) 「佃租會呈復吳府慎重押追佃農」『新常熟報』1946年9月12日。
- (28) 「常熟縣佃租委員會總處暨各辦事處代收田租代支費用表」『常熟青年日報』1946年7月2日。
- (29) 「田業取租即將開始吳府設佃租委員會，定本月九日召開第一次會議」『蘇報』1946年11月7日。
- (30) 「吳江縣佃租會紀錄（第一次）」（1949年1月6日）（檔案番号204-02-1193）。費仲篋は吳江縣田業聯誼會の常務監事であり，田業聯誼會の中心的人物の一人であるが，同時に縣參議會的副議長であり，この時には參議會からの選出の可能性が高い。なお列席者に王仲孚・唐濟之という田業聯誼會幹部の名前が見られる。また出席委員の中に「金龍生」がおり，「周愛蓮棧」の催甲と同名である。後に述べるように區佃租委員會や欠租の具保人に催甲と同名のものがおり，「周愛蓮棧」催甲の金龍生が「佃農」として選ばれた可能性も否定できない。
- (31) 「為呈請援照成例組織本縣田租調解委員會各區分支會擬具簡章草案仰祈鑒核祇遵由」（1946年11月30日）（檔案番号209-1-298）。
- (32) 「呈為遵照規定改推委員請予加聘以利調解業佃糾紛由」（1947年12月28日）（檔案番号同上）。

(33) 「呈為經會決議催租調解辦法請求採納協助施行以保法益而免糾紛由」(1947年11月27日)(檔案番号204-1-867)。「佃租問題之法譚」は以下のようになっている。

案查属会第七次理監事聯席會議討論事項第一項，主席交議「催租調解辦法，應如何呈請省政府田糧佃租委員會協助施行案」，當經決議：「1，加強縣佃租委員會組織，2，縣區佃租委員會催租川旅及必需費用，擬於凡經調解所徵起租額內，酌提若干撥充之。3，請求關於田租糾紛欠租部份，採用行政處分，并附「佃租問題之法譚」，以備參攷。4，縣佃租委員會開會時，通知各區田業聯誼分會列席，俾免隔膜」等語，紀錄在卷。竊查本縣區佃租委員會，各當然委員，以人事更易，值此本年田租開始，似亟有調整，並予以加強組織之必要，致於調解佃租糾紛欠租部份，向例均採用行政處分，惟近年來每易引起外界誤會，縣屬行政機關，復不能配合施行，致效果未著，經屬會第二次會員代表大會，提出討論，推定委員，集錄政府頒佈有閣法令摘錄「佃租問題之法譚」一編，藉供參攷，改善本縣調解佃租糾紛欠租部份之採納，以冀保障人民合法權益。除分呈外，理合檢具佃租問題之法譚一份，備文呈請鑒核，俯准採納施行，以保法益而免糾紛，實為德便。謹呈吳江縣縣長顧。

附呈佃租問題之法譚一份

吳江縣田業聯誼會理事長王中孚

關於佃租問題之法譚

問：催租可否適用行政處分。

答：租賦有聯繫關係，自來一向適用行政處分，抗戰以前頒有二五繳租條例。勝利以後又頒有二五減租辦法，皆適用行政處分(二五減租辦法，本縣田糧處有底本可查)。

問：行政處分，對於抗欠佃農，可否強制執行。

答：二五減租辦法第二項末段規定，得以強制執行。

問：強制執行程序，應適用何種法規。

答：司法行政部三十六年五月十五日京36參字第七八〇號，呈復行政院解釋稱：「查二五減租辦法第二項末段所謂強制執行，自係指行政執行法之執行而言」。

問：依行政執行法而為強制執行，可否以佃農所有稻穀等，得償償租。

答：依行政執行法第三條規定，義務人(佃農)不盡義務，得由行政官署，代執行之，並向義務人徵收費用。是故行政官署，自得將其稻穀等，得償償租。是曰間接強制執行。

問：如不能以間接強制執行處分，發生效果時，可否管束佃農之身體。

答：依行政執行法第十一條規定，行政官署如認為不能行間接強制執行時，或認為緊急時，得行直接強制執行。所謂直接執行，依該法第六條第一款規定，即得管束佃農之身體(以上兩段，可參閱司法行政部(以下11字不明))。

問：上項管束，有無期間限制。

答：行政執行法規定，管束處分，計有兩種情形。一為第七條各款，如瘋狂·酗酒·自殺·暴行等情形，二即上述第十一條規定之情形。關於前者，在第七條第二項明文規定「前項管束不得逾二十四小時」。關於後者，則在第十一條，並無限期之規定。今管束佃農，既依第十一條之規定辦理，自應不受第七條第二項之拘束，但要以執行效果所必須者為準耳。

問：管束佃農與提審法，有無衝突。

答：提審法第一條規定適用範圍，以非法拘禁為限，行政官署根拠行政執行法，管束佃農，是屬合法行為，與提審法並無衝突。如果佃農妄冀利用提審法，而法院受其朦蔽時，行政官署亦祇須依提審法第五條，答復法院，法院自應駁回佃農提審之申請。

問：適用行政處分，催租既聞命矣。請問亦可適用司法程序以催租乎。

答：適用司法程序，催租更為穩便。茲酌擬最簡便方法如下：

(一) 扞抗欠之尤者，請縣政府業田調解委員會，依公文書格式，製作欠租證明書，以作証拋方法，彙齊向法院起訴。

(二) 依拋民訴法第三百五十五條及二十三年上字第三六三號等判例，上項公文證明書，法院應認真實，可逕拋以判決。

(三) 同時申請假執行，邀准後立可依強制執行法規規定，查封拍賣其財產，或管取其身體，且雖上訴亦不停止執行。

問：依強制執行法管取，有無期限。

答：至長六個月。

問：積欠田租可否撤佃。

答：依土地法第一百十四條第七款規定，積欠地租二年之總額時，得以終止租約(即撤佃)。

問：撤佃是否必須由法院起訴，抑祇表示意思可矣。

答：依拋民法第二百六十三條，第二百五十八條及院字第二四六九號解釋，無須向法院起訴，祇向佃農表示撤佃意思(最好又掛號郵寄書面表示，執其回單為憑)，已生合法終止租約之効力。如佃農恃強霸佔，是為另一問題。最好仍請行政官署，依行政執行法處分之。是故行政司法交相為用，國家保護業主法益，不為不至。祇以業主既散漫放棄，外界又偏私歧視，遂使業主如孤目孽子，形成被壓迫者，怨天尤人，戾氣充塞，既非國家中興之福。亦乖同胞一體之義。解此環者，惟有法

治而已。

- (34) 「呈送欠繳租佃戸金和尚仰祈核辦由」（1949年3月19日）（檔案番号209-1-280）。
- (35) 「伝追」その他（檔案番号同上）。
- (36) 以上の文書は檔案番号204-2-1193にある。
- (37) 「伝票」及び「具結」（檔案番号209-1-280）。
- (38) 「欠租不繳強制執行」『蘇報』1947年4月21日。
- (39) 「為拋情轉報平望佃農沈掌生抗租並非法焚屋毆人電請飭拘訊辦以維法紀由」（1947年4月12日）等（檔案番号204-1-735）。この事件については『蘇報』（「抗租頑農拘訊辦」1947年4月15日）にも短い記事がある。
- (40) 「辦欠租佃戸照吳県辦法」『蘇報』1948年3月8日。
- (41) 「佃農女效提縈携弟探望乃翁，顧主任憐憫鄉愚將開積使其团聚」『常熟青年日報』1946年6月6日。
- (42) 「被押四月的佃戸，潘縣長親予慰問積放，嚴斥佃租會幹事不太懂保障人權，佃農感激流涕謝老爺」同上，1946年6月30日。
- (43) 「佃租會拘押農民，妨害自由明伝訊」『蘇報』1948年5月19日。
- (44) 「太平橋租棧搗毀，職員被毆昨驗傷」，「搗毀租棧農民，地院宣告無罪，因另有罪嫌並未保釈」同上，1948年5月19日，7月25日。

（本稿は平成20年度から平成23年度までの科学研究費補助金，基盤研究(C)一般「日中戦争期・内戦期における中国江南農村社会経済の実態と変化に関する研究」の成果の一部である）

（札幌校教授）

